

# **米国食品安全強化法** **(Food Safety Modernization Act)**

～ジェトロのFDA提出コメント御紹介等～

2014年 2月17日・18日

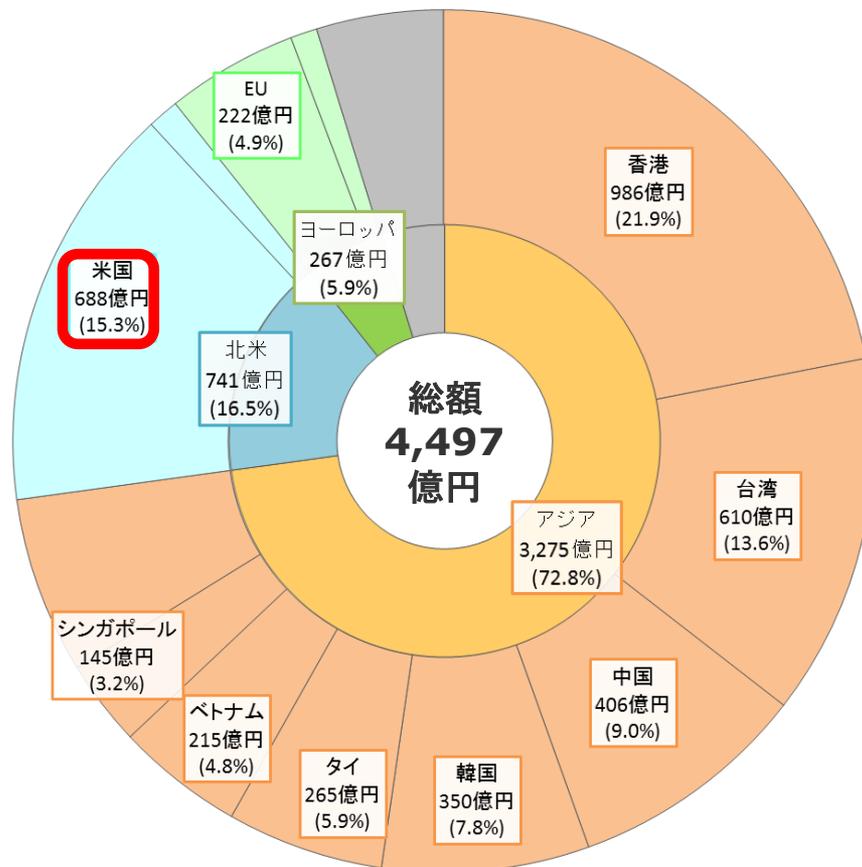
ジェトロ シカゴ事務所

伊藤 大介

1. 日本から見た米国。米国から見た日本
2. 輸入食品に関する規制で注意する点
3. ジェトロの提出したパブリックコメント
4. 各社で想定される対応

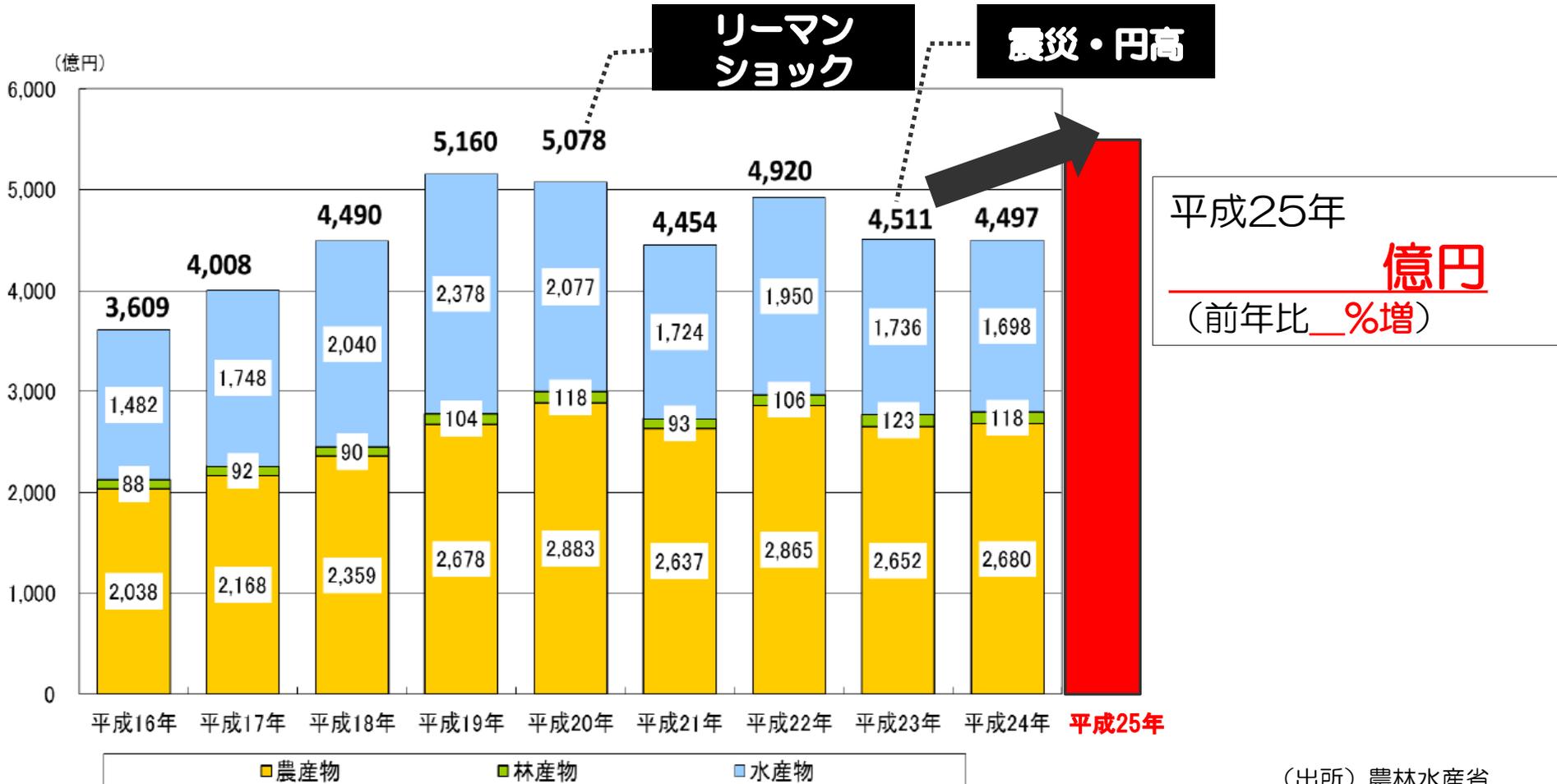
# 1. 日本から見た米国。米国から見た日本

▶ 米国は、香港に次ぎ**第2位の輸出相手国**。輸出全体の15.3%を占める。



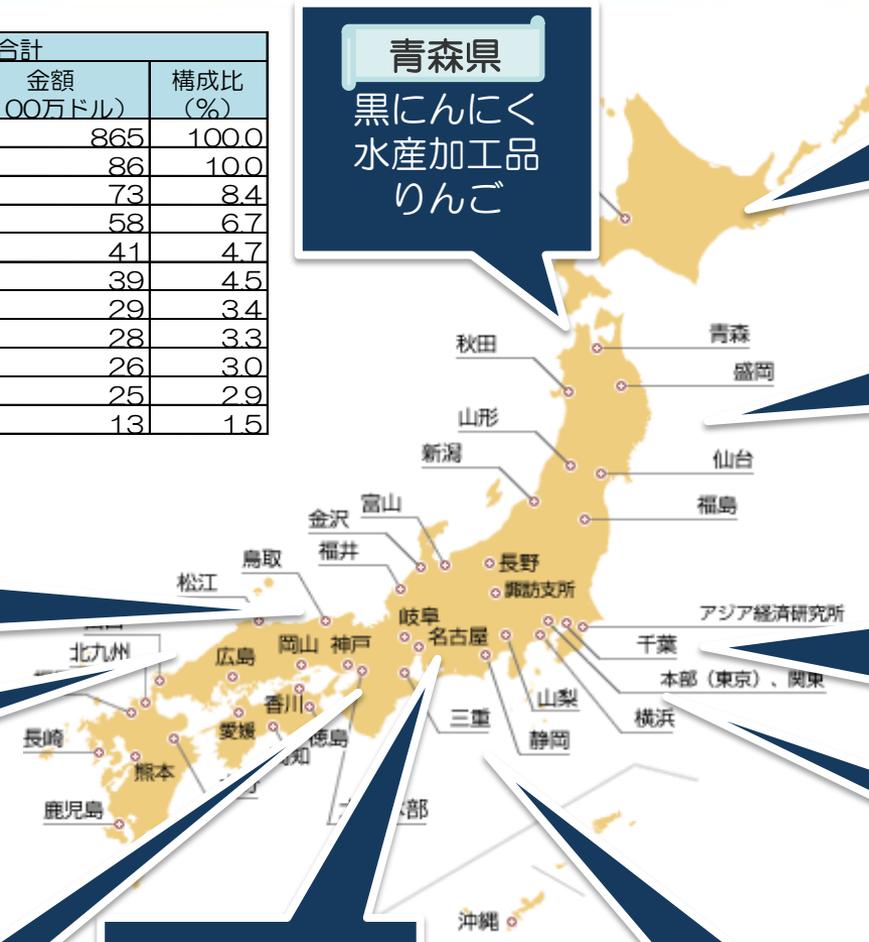
(2012年)  
※カッコ内は輸出に占める割合  
(資料) 財務省貿易統計

➤ 農林水産物・食品の輸出額につき、2020年までに1兆円水準を目指す  
「輸出倍増の政府目標」



<表> 米国向け主要農林水産品輸出

	合計		
	金額 (億円)	金額 (100万ドル)	構成比 (%)
農林水産物計	688	865	100.0
ふり(生・蔵・凍)	69	86	10.0
ホタテ貝(生・蔵・凍・塩・乾)	58	73	8.4
ソース混合調味料	46	58	6.7
清酒	32	41	4.7
真珠(天然・養殖)	31	39	4.5
緑茶	23	29	3.4
ごま油	22	28	3.3
練り製品(魚肉ソーセージ等)	21	26	3.0
清涼飲料水等	20	25	2.9
うどん・そうめん・そば	10	13	1.5



## 従来の課題

### (商品の基本的性格)

- 一般的な流通経路である、船便+陸路輸送は、例えば、中西部到着まで2か月要する。これに耐えられる商品か。（消費期限、冷凍輸送した場合の品質 など）

### (日本食材の価格)

- 価格優位の競合品が存在しない商品か。あるいは存在しても、価格に勝る品質の高さを、エンドユーザーが明確に認識できる商品か。

（注）輸送コスト等から、同一商品でも、米国内と日本国内の卸価格に違いが生じる。

（例1）米国産の和州牛、リンゴ、コメ（短粒種） など

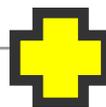
（例2）日本酒、緑茶

### (加工品等特有の米国の規制上の問題)

- 米国の食品安全規制上、使用できない成分（色素、畜肉エキス等）が入っている場合、日本の販売商品とは別商品を米国向けに製造する必要。風味などに違いが出てくる可能性。

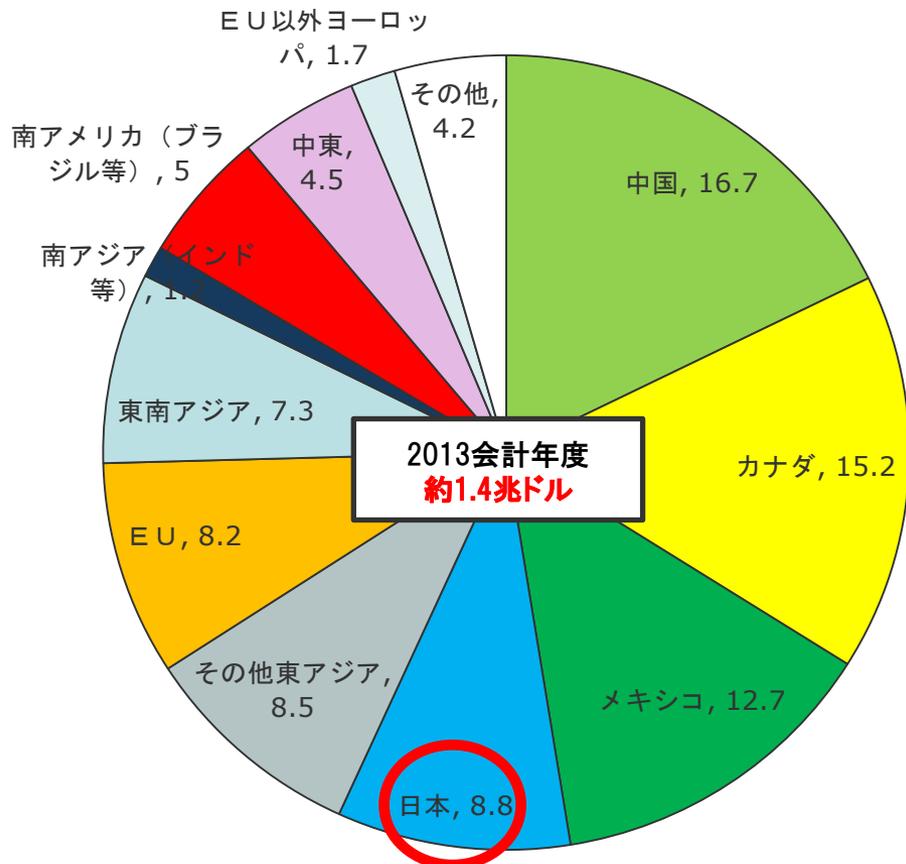
等

## 新たな規制コストの発生か

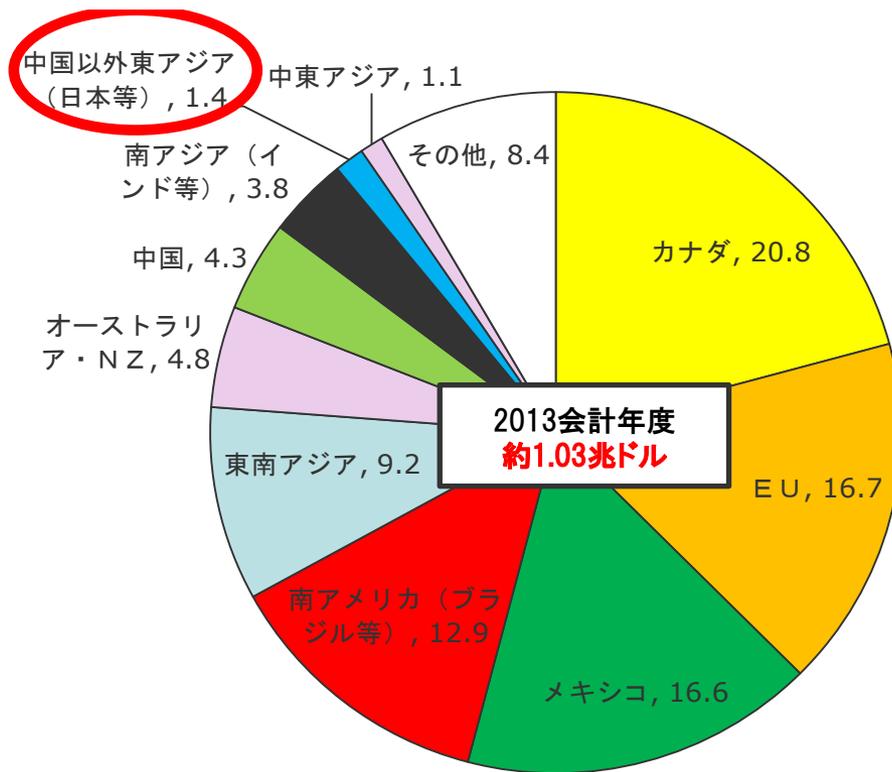


- 上記に加え、**米国では食品安全強化法の制定に伴い、今後、「各国一律に」規制が強化**される。
- **食品輸出関係者に求められるコンプライアンス態勢の整備など**（仮に、食品メーカーに内部監査や、食品安全計画の策定（英語）などを求められた場合に、これらに要する費用負担など）**が、米国向けの食品輸出に与える影響が懸念**される。

## 各国への農産品の輸出割合



## 各国からの農産品の輸入割合

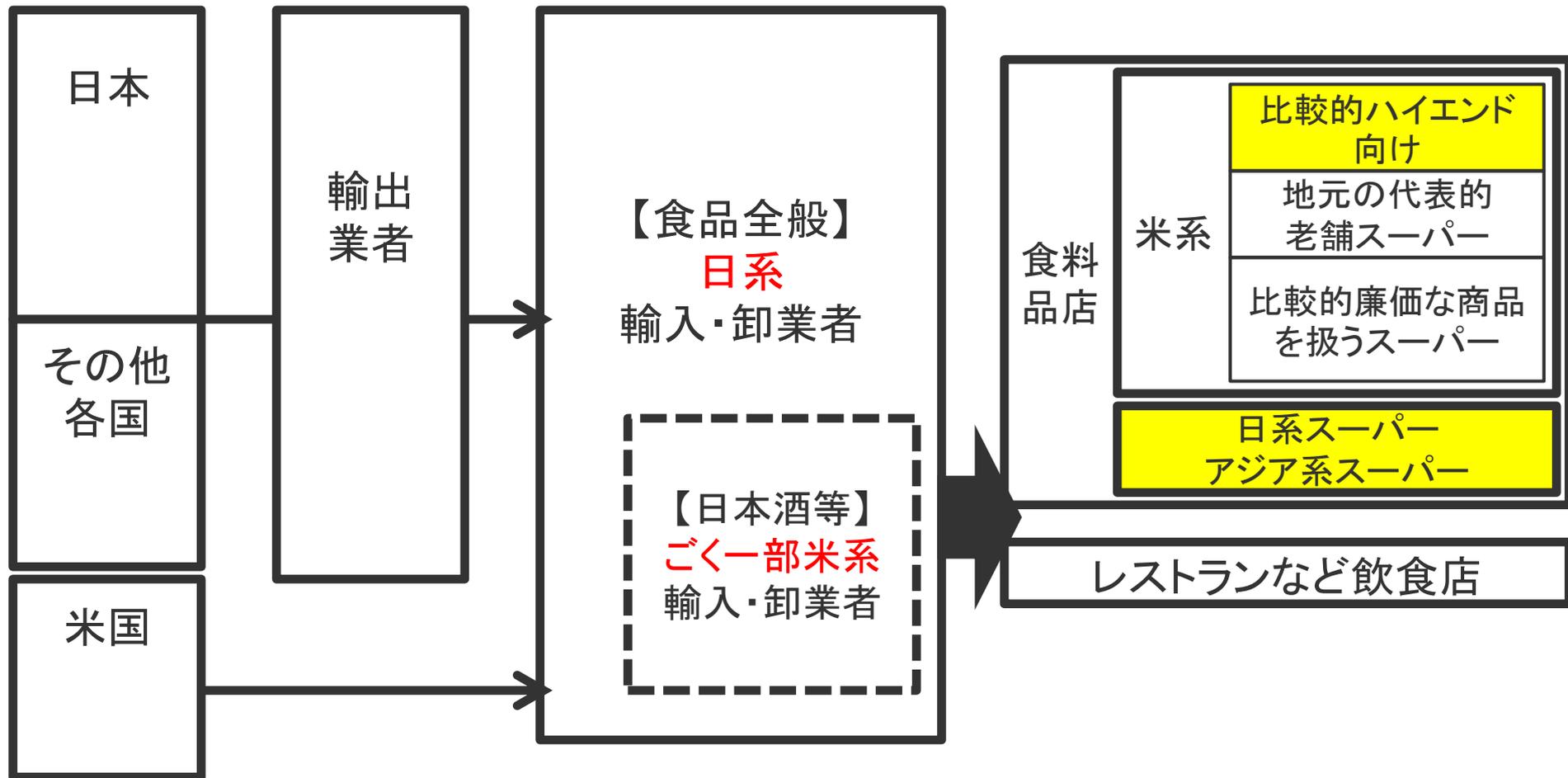


注1) 2013年12月2日USDA (米国農務省) 公表資料を基に、ジェトロにて作成。

注2) 2013年会計年度とは、**2012年10月～2013年9月までのこと**をいう。

注3) 本資料における農産品とは、穀物や大豆、野菜・果実、砂糖、食肉・乳製品のほか、家畜や飼料も含む。また、基本的に食品加工品は含まないが、**輸入品には酒類、菓子類が含まれる**。

注4) 上記の数字は、シェア (%) を表す。



(注) 米国の輸入業者によっては、卸業を行っており、米国産の食品も取扱っていることあり。  
米国産に関しては、米国内の輸入業者（卸業者）に、食品メーカーなど外国の食品供給業者をモニタリングする必要がない。

## 2. 輸入食品に関する規制で注意する点

## ➤ 2011年1月、米国食品安全強化法 制定。 (Food Safety Modernization Act)

(※) 所管は米国食品医薬品局(FDA)。FDAの権限規定の抜本改正は70年ぶり。輸入食品を含め、米国内で流通する食品への規制を大幅強化。12年夏ごろ以降、約100の日本の食品施設で検査実施。

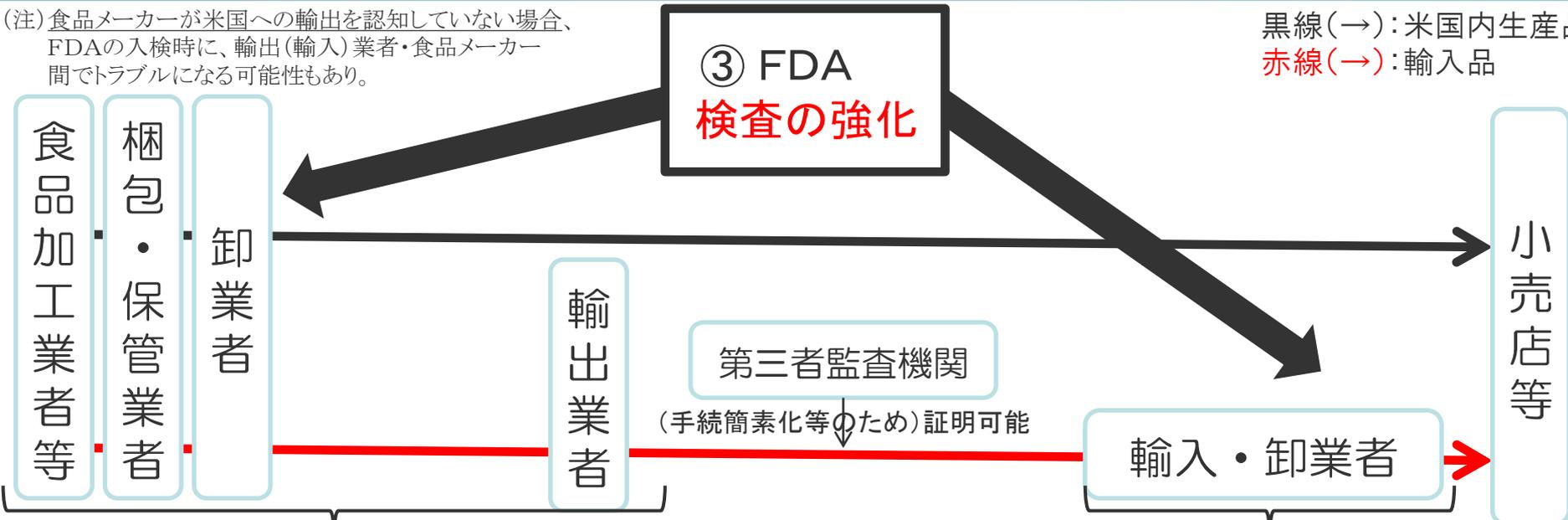
(※) 米国における食品由来の疾病による死者数は、3,037件(2011年米国疾病予防センター推計値)。  
(参考: 日本は11件(2012年厚生労働省食中毒発生状況))

## ➤ 2013年1月以降、米国食品安全強化法の施行に必要な規則案を、 順次公表。今のところ、2015年6月までに、完全施行に必要な規則をすべて最終化する予定。(詳細は後述)

- ① FDA所管の農林水産・食品について、原則、HACCP(危害分析・重要管理点)による安全管理を義務化する規則案(1月)
- ② 野菜・果実の生産に係る安全基準案(1月)
- ③ 輸入業者による外国供給業者の検証プログラム案(7月)
- ④ 第三者監査制度に関する規則案(7月)
- ⑤ 動物のペットフード・飼料の生産に係る安全基準案(10月) パブコメ中(2月26日迄)
- ⑥ (テロ等により)意図的に健康被害を及ぼすことを目的とした食品不良を防ぐための計画策定等を義務化する規則案(12月) パブコメ中(3月31日迄)
- ⑦ 食品衛生に関する輸送業者向けの規則案(2014年1月) パブコメ中(5月31日迄)

(注)食品メーカーが米国への輸出を認知していない場合、FDAの入検時に、輸出(輸入)業者・食品メーカー間でトラブルになる可能性もあり。

黒線(→):米国内生産品  
赤線(→):輸入品



## 【生産サイド】

①

**危害に関する未然予防の計画等策定**  
(FDAの示す**適正製造規範の遵守だけでは不十分**)

- 【2013年1月公表】  
(基本的にすべての食品に**HACCPを導入**)
- ① 食品安全基準の義務化
  - ② 野菜等の安全基準義務化
- 【2013年10月公表】
- ③ 動物向け食品の安全基準義務化
- 【2013年12月】
- ④ テロ行為等による食品危害防止計画の義務化

## 【輸入サイド】

②

**外国供給業者のモニタリング**

- 【2013年7月公表】
- ① 輸入食品に関しては、**輸入業者が生産者等のコンプライアンス遵守状況を確認。**
  - ② 第三者監査を受ける場合の監査機関についても規則案を公表

(注)輸送業者向けの食品衛生に関する規則案も2014年1月に公表済み。

## 1 事後的対応から予防的措置へ

- ① 食品安全計画の義務化（103条）
- ② 野菜・果実安全基準の義務化（105条）

（※）動物向け食品（ペットフード等）の安全基準や、**テロ等による意図的な食品不良の未然防止計画策定（106条）も、新たに義務化**される。

【103条および105条】

13年1月4日 FDAが規則案を公表。ジェトロは、13年4月11日に、パブリックコメントを提出。

## 2 検査の強化・情報把握体制の整備

- ① FDA検査の強化（107条、201条、306条）
- ② FDA検査を拒否した施設からの輸入拒否
- ③ バイオテロ法施設登録の2年ごとの更新制の導入（102条）

【検査の強化】

FDAの計画上は、11年以後、毎年受検数を倍増させ、15年には9,600件の検査を行うとしている。

## 3 第三者によるチェック体制の整備

- ① **輸入業者が、輸入品の安全を検証する義務（301条）**
- ② 特定の輸入食品に、第三者監査機関の証明を義務付け（303条）
- ③ **②で必要な証明を行う第三者監査機関の立ち上げ（307条）**

【301条および307条】

13年7月26日 FDAが規則案を公表。ジェトロは、13年12月13日に、パブリックコメントを提出。

（！）米国の現行の食品安全規制と今後注意すべき点は、別添参照

## FDA

### 【公聴会などでの基本的姿勢】

- ① 期限どおり(2015年6月)、最終決定したい。
- ② すべての食品の危害管理についてFDAが把握するのは困難。FDAが特別に知っておくべき点があれば、パブコメで意見を出してほしい。
- ③ この規則をすべて実行するには、FDAの検査官の充実が必要。完全施行の期限を踏まえながら、今後 検討。

## 米国議員

2013年11月、米国上下両院の超党派議員75名が、FDA長官宛てに書簡送付。  
「このまま規制が最終化されると、ビジネスを継続できなくなる業者も出る。最終化前に、再度のパブリックコメントを求める」

## 関係者

都度パブリックコメント、公聴会でFDAに意見。米国内でも、米国生鮮品協会(UFPA)、全米持続的農業連合会(NSAC)等が、超党派の動きを支持している模様。専門の米国弁護士等からも、公聴会に出ても、内容が判然としないとの意見あり。

### 【疑問①】

- ① FDAの基本的姿勢(予定通り2015年6月までの最終決定)のわりに、繰り返されるパブコメ提出期限の後ろ倒し。
- ② 公聴会に参加しても、規制の大枠の考え方が繰り返されるのみ。企業に関心の高い、今後の具体的な検査・監督手法が示されることはない。

## 2015年6月 規則最終決定

(規則毎に異なるが、最終決定から1~2年後に施行するのが原則)

### 【疑問②】

- ① 最終決定は予定どおり行われるか。
- ② 検査・監督のガイドラインは示されるのか。FDA自身も、検査官の充実が必須だが、間に合うのか。

### 【今後の規則公表の有無が不明なもの】

- ① これまでパブコメの募集期間を締め切った規則に関し、再度のパブコメ

### 【今後の公表タイミングが不明なもの】

- ② 特定食品に対する第三者機関の証明等に関する具体的な手続きの内容

## (1) 食品安全計画の策定・実施 〈第103条〉

### 【原則】

FDA所管の**全ての食品関連施設** (※) に対し、HACCPの基本原理を導入

(※) 対象外：水産物・ジュース（既にHACCP導入）、栄養補助食品、アルコール飲料 など

### 【零細企業等への適用除外】

計画の策定・実施の適用除外となる企業

- ① 年間総売上げが(a)25万ドル未満、(b)50万ドル未満、(c)100万ドル未満の「零細企業」
- ② 過去3年の平均売上げが50万ドル未満で、半分以上が州内または半径275マイル以内への販売である企業

### 【実施時期】

原則、最終規則公表後1年

## (2) 野菜・果実安全基準 〈第105条〉

- ・農場での生鮮野菜・果実の生産等に関する初めての具体的基準
- ・原則、最終規則公表の2年後までに対応

# HACCPと従来方式の違い



資料：農林水産省

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/h\\_pamph/pdf/haccp\\_24tebikiall.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/h_pamph/pdf/haccp_24tebikiall.pdf)

## 【規則の基本的な考え方】

- 12月に公表された規則で、テロ行為など「意図的に(intentionally)」食品不良を起こさせる行為に対する防止措置を、食品製造業者等（製造・加工・梱包・保管業者）に求めている。食品安全計画のように、製造過程などで起こり得る可能性が高い危害を管理するのではなく、通常起こらないものでも、起こった場合に公共の健康被害が甚大な危害を管理することを目的としている。（制定後1年後に施行が基本）

（注）次のような危害は、当該規則の対象外（＝通常の食品安全計画の中で危害管理すべき）としている。

- ① 企業に不満がある従業員が食品事故を起こす場合
- ② 会社の利益のために、未認可の食品成分を混入する場合

### ⇒ 【特徴1】モニタリングする行為を限定

（テロなどの）危害が起こり得る可能性の高い工程を限定。メリハリをつけて当該過程を集中的に管理。

- ① 液体の受渡し、積込み、② 液体の貯蔵、③ 食品添加物・食品などの混合過程

### ⇒ 【特徴2】例外適用の範囲が、今までの規則に比べ広い

- ① 液体の貯蔵施設がない場合
- ② 包装やラベリングを行う施設で、食品の入っていない容器に包装等を行う場合
- ③ 比較的小規模で広く健康被害が及ぶとは想定されない農場において、生産・包装等の活動を行う場合  
（※）但し、生乳のバルククーラーなどをどうするか等は、意見募集中。
- ④ 食品売上高が1000万ドル未満（※100万ドル未満ではない点に留意）の零細企業等  
（※）米国内の売上高に限定すべきか、等については、意見募集中。

### ⇒ 【特徴3】危害管理の手法がより実践的

危害が起こり得る可能性が高いとされる上記の過程に関して、1) 危害を軽減する手法（※）、2) 危害が起きた場合のコンチプラン（具体的に取るべき対応）を、計画に盛り込む。計画の遵守状況などを定期的にモニタリングし、関係書類は2年間の保存義務を課す。

（※）液体タンクのある施設に入るにはIDの携行を義務付けたり、従業員が私物（バッグ等）を持ち込まないようにする 等。

### (1) 外国供給業者検証プログラム 〈第301条〉

- 一義的に米国の輸入業者が外国供給業者の規制遵守状況をモニタリング
- 輸入食品が食品安全計画の策定・実施義務に従っているか、不良 (adulterated)、不当表示 (misbranded) でないかを、輸入業者が外国供給業者に対し確認する義務 (確認手法について、パブコメで意見募集)

### (2) 第三者監査制度 〈第307条〉

- 第三者監査人の認定制度を創設
- FDAが認定機関 (外国政府、民間団体など) を認定し、認定機関が第三者監査人 (外国の協同組合など) を認定する仕組み

～ 第三者監査人が証明書を発行するケース (手続きの細則は、今後公表か) ～

### (3) 任意適格輸入業者プログラム 〈第302条〉

- 輸入業者の迅速な食品審査・輸入のための、任意参加のプログラム
- 参加資格は、第三者監査人の証明を受けた輸入業者

### (4) 輸入食品に対する証明書の要求 〈第303条〉

- 特定の食品の輸入に際し、FDAが必要と認めるときは、政府または認定を受けた第三者監査人の証明書が必要となる



## 301条 FSVP (Foreign Supplier Verification Program)

**対象外**

- ✓ HACCP義務付け対象のジュース、魚介類、水産物
- ✓ 自家消費用食品
- ✓ アルコール飲料
- ✓ 積み替え用食品
- ✓ 再輸出用食品
- ✓ 研究または評価用食品 (\*通関時申告)

**対象**

左記以外の食品製造業者

卸 社 社

輸 出 業 者

輸 入 業 者

モニタリング (監査等)

検査等

輸入食品に係る監督・検査の着眼点の公表が期待される

輸出品製造業者

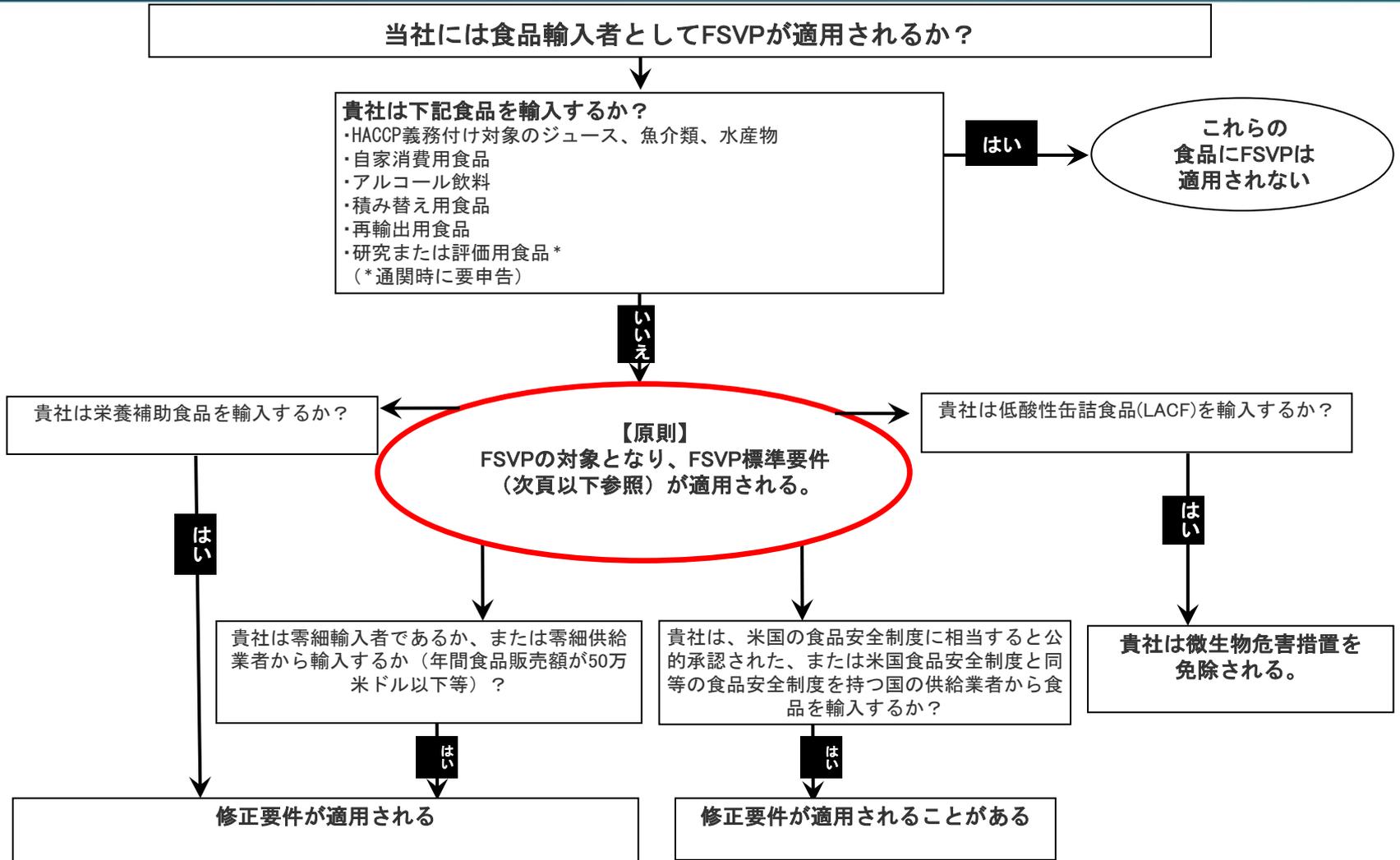
バイオテロ法 施設登録

### 307条 第三者監査人

- FDA
- 認定機関  
• Accreditation body  
• 国、認定機関
- 認証機関、監査人  
• Certification body

小 売 ・ 卸 売 商 社 ・ 加 工 業 者

消費者



## 【ポイント】

7月公表の規則案では、輸入業者による外国供給業者へのモニタリング手法に関して、**輸入業者に持たせる裁量に違いのある2案を提示。**

**(提案1) 危害の程度に応じて、輸入業者のモニタリング手法を指定する。**

〔 ヒトに重大な健康被害や死をもたらす危害を、外国供給業者が管理している場合 ⇒ 輸入業者が外国供給業者を年1回監査は必須 〕

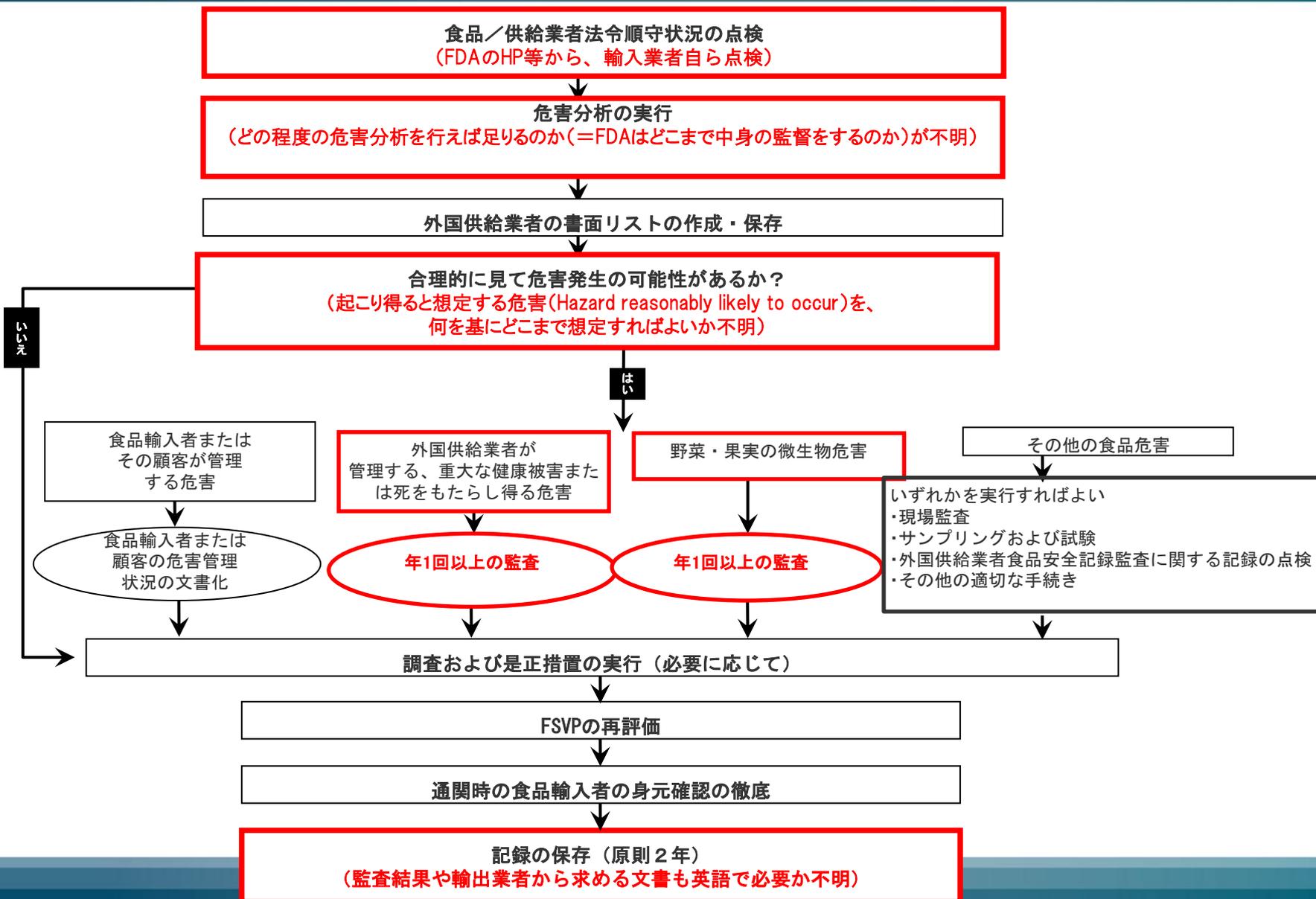
(※1) 輸入業者(又はその顧客)が危害を直接管理している場合は、危害管理を文書化すればよいとしているが、これは、輸入業者や小売店が自らオリジナル商品を作っている場合など、限定的なケースか。

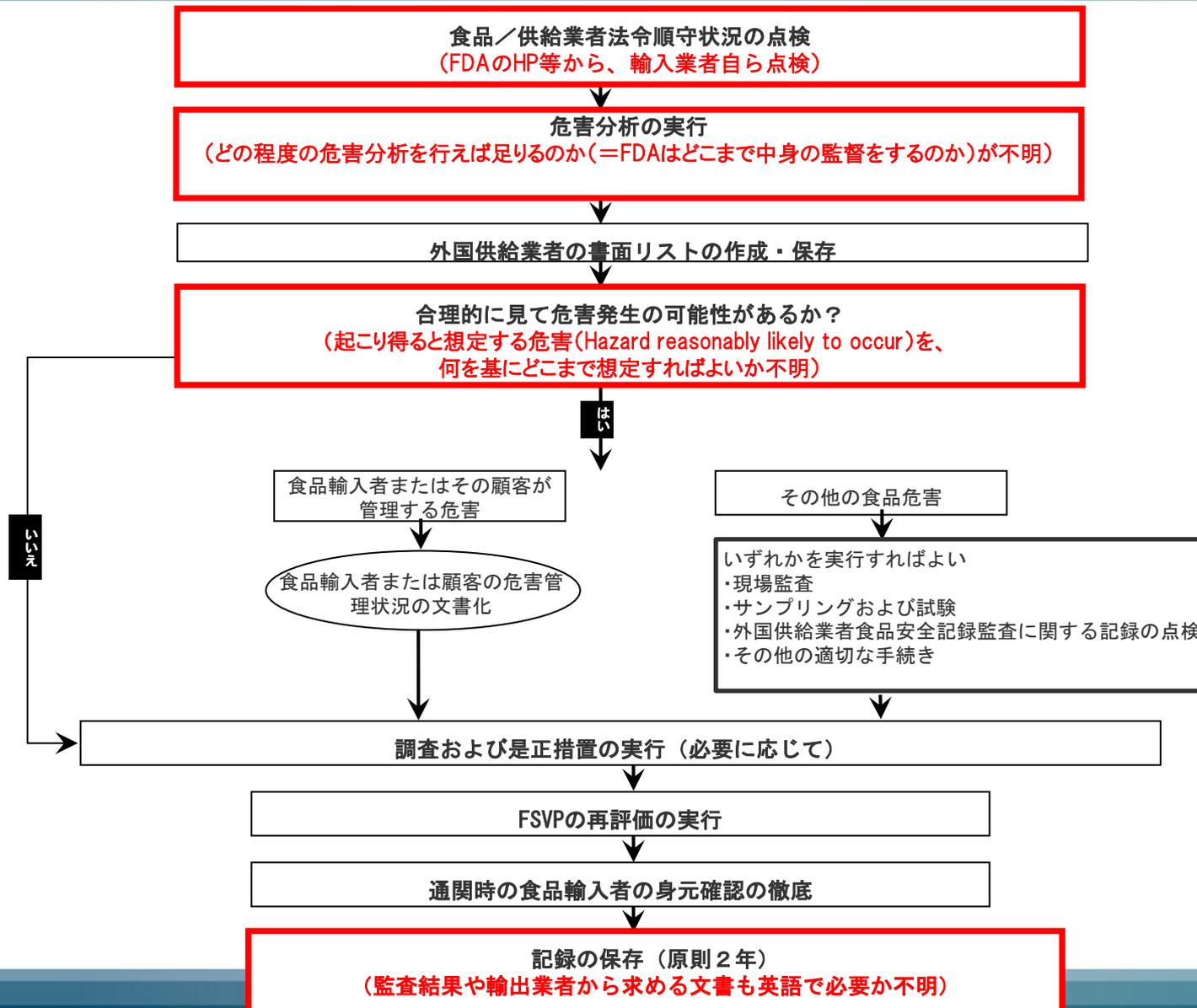
(※2) これら以外の危害(=外国供給業者が管理しているが、危害の程度が低いもの)は、外国供給業者に対する輸入業者のモニタリング手法に裁量を持たせる。

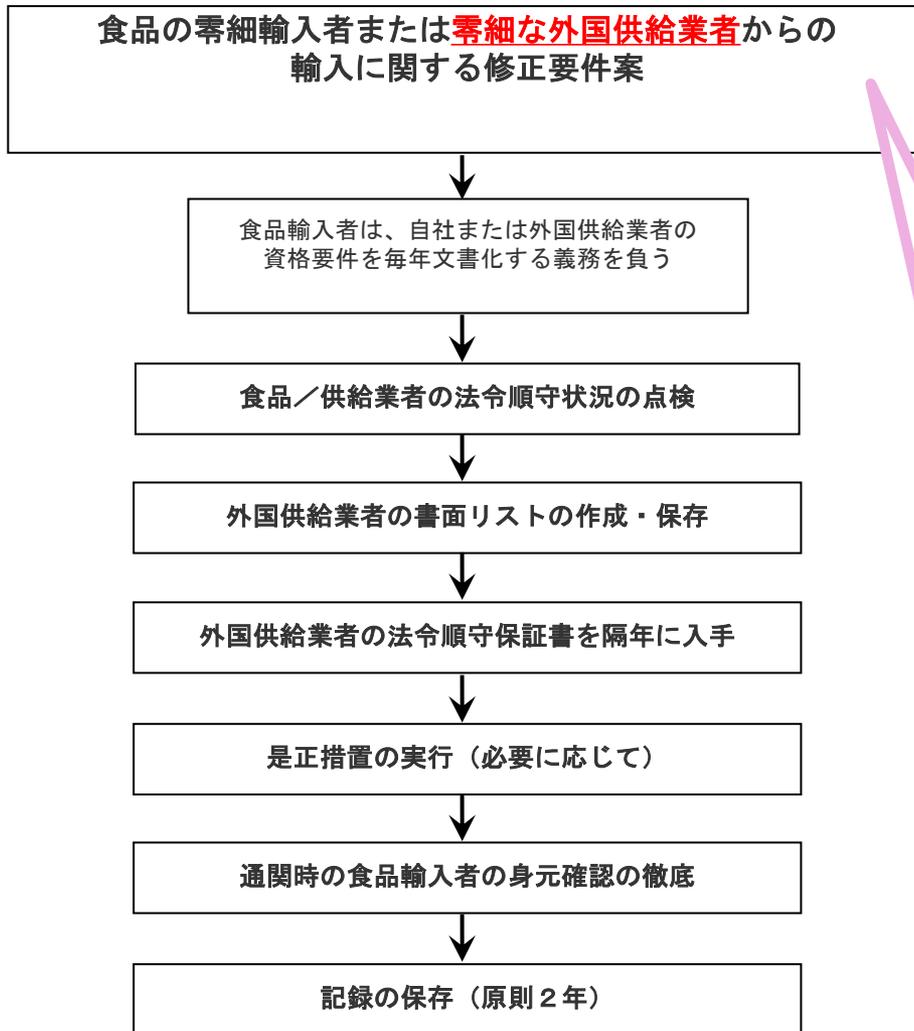
**(提案2) 外国供給業者に対する輸入業者のモニタリング手法に限定なし。**

〔 提案1のように、危害の程度で区分せず、外国供給業者が管理する危害に関して、どのようにモニタリングするかは、輸入業者が判断。 〕

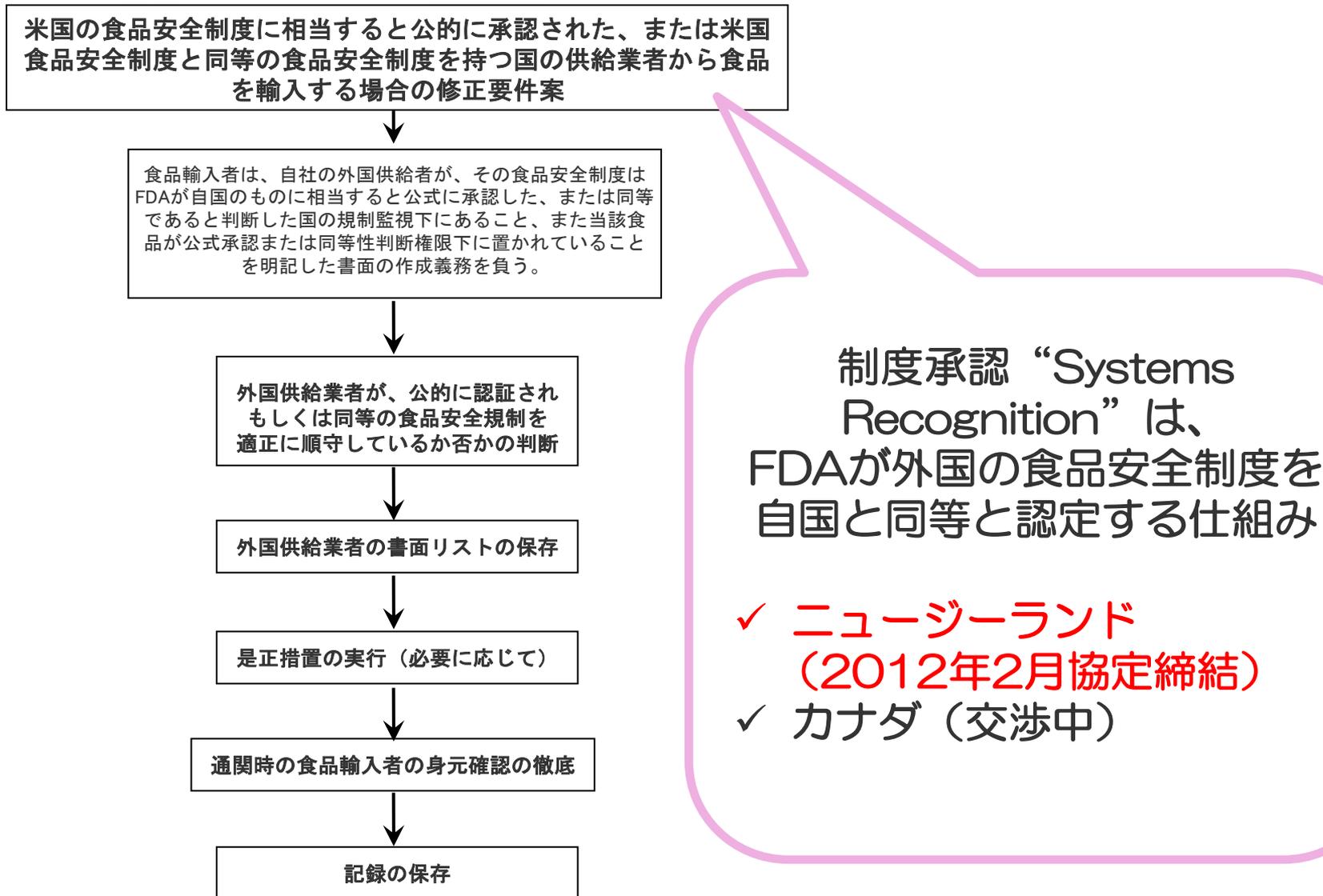
- ・ 輸入業者の中に、(人員・組織面を含め)多様な輸入食品をモニタリングするだけの態勢が整備されていないところもある。輸入業者に年1回監査を義務付けて、本当に機能するのか。
- ・ 一方で、管理すべき危害の内容など、ある程度具体化しないと、かえって過度な規制対応を行うことにもなりかねない。







- 例外適用を受けられる対象を上げようとする、**
- ✓ 年間売上高は米国内のものに限る。
  - ✓ 零細企業の要件について、年間売上高は25万ドル、50万ドル、100万ドルのいずれがよいかコメントを求められているが、100万ドルとする。



### 3. ジェトロの提出したパブリックコメント (2013年12月13日 FDAに提出)

## 【301条、および307条】（詳細別紙参照・★印は、今回特に強調したい点）

### 主な内容

1. 日本語による規則およびガイダンスの発行を提案。

英語で文書化させる内容が不明確。例えば、監査記録や、それに付随する資料なども英語にする必要あるのか。

★2. 記録文書の英語による提出は最小限に留めるよう提案。

水産加工物やジュース類を輸入する業者よりも厳しい規制（年一回実地監査の実施など）は、危害の程度に比例しないのではないか。

★3. 比例原則（輸入業者に与えられる裁量）に関する考慮を要望。

輸入業者による年1回の現場監査は厳しすぎる。輸入食品ごとに危害管理が異なることを前提に、輸入業者に裁量を持たせるべき。

★4. 外国供給業者検証プログラム（FSVP）の標準要件：オプション1（年1回以上の現場監査義務）への反対を表明。

米国における日本からの輸入シェアや、輸入食品の多様性などを考えると、現実的に難しいかもしれないが、一つの選択肢として、外国政府から提案があった場合には、同等原則を前向きに検討すべき。

★5. ニュージーランド以外からも、外国政府からの提案があれば、外国の食品安全制度に関する同等原則（制度承認）を前向きに検討するよう、提案。

**【301条、および307条】（詳細別紙参照）**

## 主な内容

実際に検査・監督する際のガイドラインを示すべき。何を危害とするか、何の資料をどこまで確認するかなど。

- ★6. FDAガイダンスの発行（定義・検証活動等の明確化、規則の解説）を要望。
- 7. “零細企業”の定義（年間売上高の考え方。FDAからの提案内容のうち、例外適用が広く読めるよう、米国内の売上だけで100万ドル）を提案。
- 8. 適用除外の対象追加（親会社・子会社間のFSVPは不要）を提案。

既に、HACCPなどで確立している食品安全の認証をとっていれば、米国の食品安全基準を満たしているものと考えてよいのではないか。

- ★9. 米国が求める食品安全基準と既存の国際的な食品安全マネジメントシステム（ISO22000、FSSC22000、SQF等）との整合性検討を要望。

輸入業者が、食品のコンプライアンス遵守状況を外形的にチェックしやすいように、FDAのウェブサイトなどをもっと工夫すべき。

- ★10. 輸入警告（Import Alert System）の検索システムの簡素化を提案。

## 4. 各社で想定される対応

「検査対応、態勢整備にはコストと時間がかかる。米国向け輸出はあきらめようか…」

(by 米国向け輸出食品メーカー)

「米国向け、EU向けなど、それぞれに異なる規格が要求され、それに対応するのは負担」

(by 米国向け輸出食品メーカー)

「仮に、取り扱いの日本産食品が輸入停止になったとしても、中国や韓国からの輸入を増やせばよい」

(by 在米輸入商社)

「これを期に、社内態勢・製造工程を見直し。米国向け輸出を自社製品の安全性の証に。」

(by 食品安全規格認証機関)

「認定・認証機関に選ばれば、大きなビジネスチャンス！」

(by 食品安全規格認証機関)

「今のところ、輸入業者に、危害管理を行う態勢がない。現地生産品の取扱いを増やした方が、卸業者の負担は軽減されるのだろうか。」

(by 在米輸入商社)

## ◆ FDA検査の強化

(近年米国輸入時のFDAのサンプル検査も強化されている模様。リリースに半年を要したケースもあると聞くと、輸入業者のところで一時保管している間に賞味期限が切れるおそれも懸念される)

## ◆ 数カ月間に複数のサンプルから違反が見つければ、国全体に対するインポート・アラートも

(輸出ごとの安全性証明書類の添付など、試験分析・留置中の保管コストなどは膨大)

## ◆ 輸入食品に対して一義的に責任を負う、輸入業者による製造業者へのモニタリングが強化される可能性

⇒ 輸入食品のモニタリングに、一義的に責任を負う、輸入業者(輸入業者の直接の窓口となる輸出業者など)と早めに相談を開始すること等も考えられるか。

(※)特に、輸入業者にコンプラチェックをする十分な態勢ができていない場合に、個々の会社形態によっては、輸出業者が議論をリードすることもあるか。

(※)食品メーカーが米国輸出を認識していない場合の対応は、FDA検査も想定し、輸入業者(輸出業者)において、十分な検討が必要か。

⇒ 基本は各社のリスク管理の問題であるが、例えば、現在のコンプライアンス体制(組織のバック・ミドル部門の人員・態勢、英語ができる人材の確保、必要に応じた外部委託のコスト(計画策定費用、英語翻訳費用等))に関し、点検を行うことも考えられるか。

- ◆ 取引先、業界団体、政府機関、ジェトロへのフィードバック  
 (特にFDA検査については、ジェトロも、2013年11月からFDAの受検企業に横串の任意アンケート(※)を開始し、情報収集を本格化。必要に応じ、情報を共有することも検討)
- ◆ FDAにパブリックコメントの積極的な提出

(その他 御参考)

- ◆ 食品安全強化法の「最新」の規定内容の理解・情報収集  
 (ジェトロの農林水産情報会員向け情報誌Food & Agriculture、報告書、セミナーなどの活用を)
- ◆ 食品安全に関わる団体では、第三者監査人認証、試験所の認定の取得、指導の取り組み強化

# 米国食品安全強化法に関する情報

**ジェトロ・米国食品安全強化法の解説(2012年10月)**

[http://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/reports/07001111](http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/reports/07001111)

**ジェトロ・米国食品安全強化法の概要及び分析(2011年10月)**

<http://www.jetro.go.jp/industry/foods/reports/07000726>

**ジェトロ・バイオテロ法を含む食品関連規則の施行状況  
(2007年3月)**

[http://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/reports/05001143](http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/reports/05001143)

※現行の食品医薬品化粧品法に関する情報

**FDAの食品安全強化法に関するウェブサイト (英語、日本語)**

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/default.htm>

**Grocery Manufacturers Associationのウェブサイト (英語)**

<http://www.gmaonline.org/issues-policy/product-safety/food-and-product-safety/food-safety-legislation/>

※法律事務所による食品安全強化法の条文ごとの概要

# 米国食品安全強化法に関する情報

ジェトロ農水産情報研究会

会員向け週刊情報誌 Food & Agriculture 主なバックナンバー

FDAの外国食品関連施設検査が大幅強化～FDA実務専門弁護士に聞く(1)～	2012/4/16
危害分析・予防的管理措置計画～米国食品安全強化法の規定の概要～	2012/9/17
FDAへの食品関連施設の登録更新の開始は延期	2012/10/1
FDAの外国食品施設検査同行記(1)～池島フーズ株式会社の例～	2012/10/15
FDAが食品関連施設の登録更新受付を開始	2012/10/24
FDAの外国食品施設検査同行記～理研ビタミン(1)～	2012/12/10
FDAへの食品施設登録更新の期限は1月31日に	2012/12/17



国際ビジネス情報誌(月刊)  
『ジェトロセンサー』バックナンバー

FDA(米食品医薬品局)の食品施設検査はこう行われる～突然の検査通知に慌てないために～	12年12月号
【特集】 「世界の食品輸入規制 日本の「食」を届けるために」 「米国 食品安全強化法の影響拡大」ほか	13年3月号
【特別レポート】 米国食品安全強化法 最新動向とその対応	13年6月号

ジェトロ農水産情報研究会  
<http://www.jetro.go.jp/members/food/>

# 米国食品ビジネスに役立つ情報

2012年度主要国・地域における流通構造調査	2012年12月
米国カリフォルニア州の中国・韓国系市場およびヒスパニック系市場における日本食品拡大可能性調査	2011年3月
米国における日本食レストラン動向	2010年3月
米国食品輸出ハンドブック	2009年3月
米国における日本酒市場の動向と諸規制	2009年3月
米国食品市場における日本食品に関する調査	2009年3月
日本食品流通可能性調査（米国LA、NY）	2008年3月
日本産食品の対米輸出拡大策に関する調査	2007年3月
日本食品等流通実態調査（米国LA）	2007年3月

# 各国・地域の食品輸入制度の情報

JETRO 各国の制度を、国・地域／品目／項目ごとに検索できます

野菜・果実	清酒・焼酎	緑茶	水産物	畜産物	米
野菜・果実	米国	香港	台湾		
検疫	✓	✓	✓		
食品衛生	✓	✓	✓		
農薬・抗生物質・添加物	✓	✓	✓		
表示ラベル	✓	✓	✓		
税制	✓	✓	✓		
販売	✓	✓	✓		
その他	✓	✓	✓		

⇒ <http://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

# どうもありがとうございました。

ご質問などはこちらへ

：日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品調査課 AFC@jetro.go.jp

農林水産物・食品 輸出相談窓口 03-3582-5646

シカゴ事務所

## 【免責事項】

本報告書は、日本企業、日系企業への情報提供を目的としたものであり、法律上のアドバイスではありません。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。